

資料 1 : 第 3 次市民参加制度調査審議会答申本文たたき台

1 平成 17・18 年度の市民参加手続の実施状況について

平成 17 年度は 34 案件について 39 手続が行われ、延べ 1,893 人が参加しました。また、18 年度は 49 案件について 61 の手続が行われ、延べ 1,052 人が参加しています。

特徴的なことは、17・18 年度に行われたパブリックコメントへの意見提出者数が 1 件当たり 3.5 人（18 年度に限ると 4.5 人）と、14～16 年度の平均 1.8 人から大幅に伸びていることです。これは、パブリックコメントに合わせた意見交換会の開催や、過去の意見提出者にパブリックコメント実施の告知などを行った効果と考えられますが、このことは、今後も意見を出しやすい環境づくりや効果的な周知方法を工夫することにより、市民意見をさらに掘り起こすことができる可能性があることを示しているものと思われます。

一方で、これまで毎回指摘されてきた審議会等の会議開催に関する情報提供の遅れは、根絶にまで至っていません。情報公表窓口の一元化や毎年の研修などで、市側もこのような事務的ミスが減らす努力をしていることは認めるものの、一番の基本となる関係職員のさらなる自覚を求めるものです。

また、平成 17 年度に実施した市の木、花、鳥の検討は、審議会では原案とその理由をまとめてからパブリックコメントで市民意見を広く募集するという方法をとりましたが、これは、なぜそれを選んだのかという理由も含め、しっかりと内容を検討するためのものであり、一定の妥当性もあったと思われます。しかし、こうしたテーマは、市民がそれぞれの感覚で考え、比較的意見を述べやすいテーマなので、市民参加を推進する観点からは、例えば審議会では理由を明示した上で複数の候補を示し、市民アンケートでそれらの中からひとつを選定したり、市民から候補を募集した上で審議会で絞り込むなど、より広範な市民が意見を述べやすいような手法とすることもあり得たと考えます。今後、同種の決定をする際には、それら多様な手順もあわせて検討することを望むものです。

番屋の湯売却については、さらに検討すべきとする意見が少数であり、前回議論でも具体的な改善の視点が見出せなかったため、記載しない。

2 条例施行後 5 年が経過した時点での総括的評価について

(1) 市民の声を活かす条例の市民への浸透状況

市民アンケート結果では、「条例の詳しい・大まかな内容を知っている」回答者はおよそ 20%、「名前を知っている」を含めると 65%程度でした。これは施行後 5 年目の

数字としては妥当な水準と判断できるかもしれませんが。しかし、市民参加制度を意義あるものとするためには、市役所と市民が相互に働きかけることが必要であることを考えると、現状で満足することはできないと思われます。市民の声を活かすことによって具体的なプラスがもたらされた事例や職員が感じている条例の効果などを多様な方法でPRするなど、さらに市民の認知度を上げる努力が求められます。

(2) 市民の声を活かす条例を施行した効果

市民の声を活かす条例は、市民参加手続の実施を市役所に義務付けることにより、市役所の思考や行動のパターンを変えるとともに、市民の知識や経験などを取り入れて政策決定のレベルを上げる狙いを持っているため、この2点に着目して効果を検証しました。

市職員アンケートでは、市民への情報提供、市民や議会への説明、職員自身の政策理解度向上などを中心として、市民参加手続を経験した大半の職員がその効果を認めており、「市役所を変える」という点については一定の評価ができると思われます。

一方、「市民が持つ知識、経験等を市政に活かすことで政策決定のレベルを上げる」効果は、参加する市民の絶対数が少ない現状では、まだそれほど大きいとはいえないと思われます。19年度の職員アンケートで市民参加手続に政策決定上の効果を認めた回答は約1/3であり、「市役所を変える」効果の認知度に比べるとまだ低いことも、その表れと考えられます。長年続いてきた「陳情・要望」型から「提案」型へと、市民が思考を切り替えるためには一定の時間と継続的な働きかけが必要です。より分かりやすい情報提供やより答えやすい問い掛けの手法を開発するなど、試行錯誤を繰り返しながら市民参加制度を改善していくとともに、職員自身が感じている効果を市民に伝えるなどして、市民が条例の具体的メリットを感じるような場面を作っていくことも必要と考えます。

効果とコストの比較については、比較そのものを疑問視する意見が多いので記載しない

(3) 審議会制度の運用状況

審議会委員へのアンケート結果からは、事務局の対応、会議時間や回数の設定、答申や提言を受けての市役所側の検討状況などは概ね満足できる水準に達していると考えられます。今後もさらに的確な説明手法や柔軟な開催方法の検討などを進め、実りのある審議会審議の実現に向けて引き続き努めていただきたいと思います。

しかし半面で、審議会の傍聴者は1回当たり1人台で、市民アンケートで委員公募制度を知っている市民の割合は約30%に留まっているなど、せっかくの会議公開や委員公募など「開かれた審議会」を目指す仕組みが十分に活用されていません。同じア

ンケートでは3割弱の市民が条件次第では委員になっても良いと考えていることから、今後はこうした関心層への効果的な働きかけや参加手法を検討することと平行して、審議会の活動内容などを分かりやすくPRするなどして、審議会制度とその役割に対する一般市民の理解を深めることが必要と思われます。また、公募委員の掘り起こしのためには、試行錯誤の中で、要点がストレートに伝わるような広報への掲載方法を研究することも考慮されて良いと考えます。

(4) パブリックコメント(PC)制度の運用状況

PC制度は市が行おうとする施策に意見を持つ市民に対して、その発言の機会を確保することが目的なので、提出された意見の数をもって一概に評価はできませんが、制度の内容やPC実施の告知はできるだけ多くの市民に届くことが求められます。市民アンケートの結果を見ると、PC制度を知らない市民が5割を超えている状況であり、また、ごみ戸別収集・有料化のPCを例にとると、市民の関心の高い話題であるにもかかわらず2/3の回答者がPC実施を知らなかったことが明らかになりました。また、PCに意見を提出する気持ちがあっても、意見をまとめることや文章化することなどがハードルになっていることも伺えます。制度自体のPRをさらに強力に進めるとともに…

ごみ有料化のPCの告知をごみステーションに掲示するなど、市民がより情報に触れやすい形でPC実施の周知を図る

PCの実施にあわせた説明会などで原案をより分かりやすく伝えるとともにその場で意見を聴く

アンケートのように答えやすい形で問いかける

PCの名称をより判りやすいものに変える

市役所などに口頭での意見を文書化する窓口を設置する

…などの方法で意見を出しやすい環境を整えるなどの方策が必要と考えます。前記したように、これまで市が行ってきた意見提出をしやすいするための取り組みは一定の効果を上げており、さらに工夫を重ねていけばPC制度は市民意見の反映手法としてより効果を発揮するようになる期待が持てると思われれます。

(5) あい・ボードの運用状況について

あい・ボードは市民の声を活かす条例独自の情報伝達ツールですが、アンケートでは「あまり・ほとんど見ない」「存在自体を知らない」と答えたのが市民参加経験者で約55%、一般市民では約75%と、現時点であまり活用されているとはいえません。しかしながら、あい・ボードはインターネットを使えない市民でも比較的リアルタイムで情報を入手できるという特徴があり、情報伝達手段の多様化という面でも

可能性を持っていることから、当面は市民にもっと活用してもらうための取組みが求められます。具体的には、あい・ボード自体のPRに力を入れるとともに、設置場所や掲示内容のアピール方法などについての再検討が必要ですが、これらの努力を重ねても市民に受け入れられないときは、その存続の是非を含めた抜本的対応も検討課題になり得ると考えます。

3 市民参加制度の見直しについて

市民の声を活かす条例施行後5年が経過し、市民参加手続の実績が一定程度積み重ねられてきたことを踏まえて、手続に係る市役所の負担も考慮しつつ、一層的確に市民の声を行政活動に反映させ、市民参加制度の実効性を高める観点から、条例第4条に基づき、次の点について制度の見直しを進めることが適当と判断します。

(1) 公共施設の新増設等を市民参加手続の対象とすること

委員の意見が割れているので、再度論点を整理して提出します。

制度改正が必要とする考え方

- ・ 公共施設の新増設が市民参加手続の対象となっていないのは、総合計画策定時点で市民参加手続を経ているからだが、総合計画は膨大な事業が列挙され、個別事業の内容は固まっていないため、計画策定時点で市民が考えることは現実的に困難
- ・ 財政状況が厳しい現在、公共施設新増設の要否については、事業実施の段階で市民も参加して慎重に検討を進めることが求められる
- ・ 職員アンケートでも施設の建設や買取りを市民参加手続対象に加えることを求める意見がある
- ・ 身近な施設のあり方についての市民の関心は高い
- ・ 設計概要を市民参加手続の対象として施設そのものの要否を対象としないことは妥当性を欠く

制度改正が不要とする考え方

- ・ 市役所が十分検討したのなら、手続をしても結果は変わらない
- ・ 手続よりも事後に十分な説明をすることが大切

(2) 公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすること

委員の意見が割れているので、再度論点を整理して提出します。

制度改正が必要とする考え方

- ・ 公共施設の利用方法に関する条例等の規定を廃止する場合は市民参加手続を行っているが、規定の廃止は公共施設を廃止するという市役所の意思決定に付随するものであり、最大のポイントは公共施設を廃止するかどうかという点にある

- ・ 公共施設は税金で維持しているのだから、その廃止については事前に市民意見を聞くべき
- ・ 身近な施設のあり方についての市民の関心は高い

制度改正が不要とする考え方

- ・ 市役所が十分検討したのなら、手続をしても結果は変わらない

(参考;(1)(2)を見直した場合の条例・規則の規定方法イメージ)

条例;市民参加手続を行う場合を列記している「別表」に次のような条項を追加する

公の施設の新設、改良、休止及び廃止。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。

規則;条例を受けて次のような条項を追加する

規則等で定める常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合とは、次のとおりとする。

- (1)市道、上下水道その他の市民が健康で文化的な生活を送るために最低限必要な公の施設の新設
- (2)公の施設の改良のうち国道支出金又は地方債を財源としないもの
- (3)災害、火災等により物理的に使用不可能となった公の施設の休止及び廃止

【上記は規定方法をモデル的に示したものであり、規定内容を示しているものではありません】

(3) 他の制度に基づいて市民参加手続を行う場合には条例第2章の適用を除外すること
委員の意見が割れているので、再度論点を整理して提出します。

制度改正が必要とする考え方

- ・ これまで通常の方法に上乘せして周知したり、意見提出期間を延長したりしてきたが、意見がまったく提出されておらず、通常よりも手間や時間をかけることに見合うだけの効果が見えない。
- ・ 市民参加手続を行うかどうかの基準は、市民参加を求める市民側のニーズ、市民参加を行うことによる効果、市民参加手続を行うことにより増加するコストのバランスで判断すべきだが、現状ではニーズと効果は極めて少なく、コストだけがかかっている状態であり、現状は市民参加制度の健全な発展を図る上で好ましくない状態。
- ・ 市条例を適用しないとした場合でも、それぞれの制度に基づく全国水準の市民参加の機会が確保されている。

制度改正が不要とする考え方

- ・ もう少し事例を積み重ねてから判断すべきである。
- ・ 市民参加の幅は狭めないほうが良い。

現行と改正後の手続方法の比較

	現行の方法(市条例を適用した場合)	制度を改めた場合の取扱い	
		都市計画決定の際の縦覧・意見書提出	森林整備計画決定の際の縦覧・意見書提出
周知方法	原則として市役所窓口、あいボード、広報、HPのすべて	原則として市役所窓口、あいボード、広報、HPのすべて	原則として市役所窓口、あいボード、広報、HPのすべて
意見提出方法	書面、ファックス、電子メール、録音テープ	書面、ファックス、電子メール	書面、ファックス、電子メール
原案周知・意見提出の期間	1ヶ月間	2週間(案件によっては3週間)	30日間
提出された意見の取扱い	検討経過、検討結果とその理由を公表	検討結果とその理由を公表	検討結果とその理由を公表

(4) 公共施設の利用方法を定める規定の制定改廃を一律に市民参加手続の対象とするのではなく、特に市民の関心が高い場合だけ市民参加手続を行うようにすること

委員の意見が割れているので、再度論点を整理して提出します。

制度改正が必要とする考え方

- ・ 公共施設の利用方法に関しては、8回の意見募集に対して意見が提出されたのが2回のみ。公共施設と市民の関わり方にはさまざまなパターンがあり、市民が利用方法について関心を持ちにくい施設(観光センターや地域包括支援センターなど)については新設であっても意見は提出されないし、利便性向上を図ることを目的とした規定改正についても意見提出は期待できないなど、これまでの実績を見ると公共施設の利用方法に関する規定については、市民の参加ニーズにばらつきがある。このため、市民参加手続は、市民からの意見提出が見込めると判断されるような場合だけに限定することが現実的。

制度改正が不要とする考え方

- ・ もう少し事例を積み重ねてから判断すべきである。
- ・ 市民が意見を言いやすいのは公共施設の利用に関して。利用者全ての意見を吸い上げて欲しい。
- ・ 「特に市民の関心が高い」と判断する基準の設定が困難、関心が高いかどうかを行政だけで判断することに疑問